

栗東市奨学金返還支援補助金 申請の手引き

目 次

第1 栗東市奨学金返還支援補助金	
1. 制度の目的	P 2
2. 制度の概要	P 2
3. 補助金の交付の対象者	P 2
4. 補助金の交付の対象者とならない方	P 2
5. 対象となる奨学金	P 3
6. 補助金の額	P 3
7. 補助金の交付の対象期間	P 4
第2 手続きの流れ	P 5
第3 その他	P 6
第4 具体例	P 7
第5 Q & A	P 9

第 1 栗東市奨学金返還支援補助金

1. 制度の目的

栗東市に居住する若者の市内企業・事業所への就職と、市外に居住する若者の流入及び居住を促進するとともに、市内中小企業等をはじめとする市内企業・事業所における人材確保を図ることを目的とします。

2. 制度の概要

令和 8 年 4 月 1 日以降に市内企業・事業所へ正規雇用され、5 年以上継続して栗東市内に定住する意思がある方に、奨学金を返還する費用の一部を補助します。

3. 補助金の交付の対象者

奨学金（現に国、県、市区町村その他の機関、団体、企業、事業所等から当該奨学金の返還に関する支援その他の補助を受けていない奨学金に限ります。）の返還を予定し、又は返還している方であって、次の（１）から（４）のいずれにも該当するものとします。

（１）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程及び高等課程に限ります。）又は高等専門学校（以下「大学等」といいます。）を卒業し、その在学期間中に奨学金の貸与を受けた方であること。

（２）栗東市の区域内に住民登録している方であって、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して 1 年間継続して栗東市の区域内に居住する意思があること。

※転勤等やむを得ない場合を除き、原則として 5 年以上継続して栗東市内に定住していただく必要があります。

※住民登録があっても、本市に定住していないと認められる方は対象となりません。

（３）栗東市の区域内に本社、店舗又は事業所を有し、今後も栗東市において営業又は事業を継続する意思がある者に、令和 8 年 4 月 1 日以降に正規雇用されている方であること。

※正規雇用とは、雇用期間の定めがなく、社会保険、労災保険及び雇用保険に加入している雇用状態をいいます。

（４）市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税をいいます。）の滞納がない方であること。

4. 補助金の交付の対象者とならない方

上記 3 の規定にかかわらず、次の（１）～（６）のいずれかに該当される方は対象者となりません。

（１）国家公務員又は地方公務員（非常勤の特別職を除きます。）として雇用されている方。

（２）栗東市暴力団排除条例（平成 23 年栗東市条例第 31 号）第 2 条第 2 号に規定する暴

- 力団員又は暴力団員と密接な関係を有する方（以下これらを「暴力団員等」といいます。）。
- （３）栗東市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）又は暴力団員等に雇用されている方。
- （４）宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動を行う者に雇用されている方。
- （５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者に雇用されている方。
- （６）栗東市に居住していないと市長が認める方。

５．対象となる奨学金

対象となるのは、本人の名義で貸与を受けた次の（１）～（４）の奨学金です。補助金の額の算定は当初の返還計画に基づくものとし、繰上償還による返還額の増額分は考慮しませんが、延滞（振替不能によるものも含みます。）による増加分は対象外です。

- （１）独立行政法人日本学生支援機構の第１種職学金
- （２）独立行政法人日本学生支援機構の第２種奨学金
- （３）地方公共団体等が貸与する奨学金
- （４）（１）～（３）に掲げるもののほか、市長が認める貸与型奨学金

６．補助金の額

補助金の額は、認定を受けた対象者からの年度ごとにおける申請に基づいて算定し、決定します。なお、令和８年３月以前に返還された奨学金は対象外です。

補助額 上限２０万円／年（通算で１００万円を限度とします。）

補助率 奨学金返還額の７５％。ただし、次の（１）から（３）のいずれかに該当される方については、奨学金返還額の１００％とします。

- （１）市内中小企業者等に雇用されるとき。
- （２）栗東市の区域内に住民登録のある個人事業主に雇用されるとき。
- （３）栗東市に居住することを希望し、新たに栗東市の区域内に住民登録したとき。ただし、転入日の前日までの連続して１年以上の間に栗東市の区域内に住民登録がない場合に限ります。（以下「市外からの転入者」といいます。）

補助率	市内中小企業者等 （個人事業主を含む）	市内中小企業者等以外
市民	１００％	７５％
市外からの転入者	１００％	１００％

業種分類	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

※「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者のことです。
 なお、小規模企業は、中小企業に含まれます。

※市内において事業を行う農業法人、NPO法人、医療法人、福祉法人等の法人格を有する者であって、小規模企業者の定義に準じる者として、市長が認めるものを含みます。

7. 補助金の交付の対象期間

補助金の交付の対象となる奨学金を返還した最初の月（補助金の交付を複数回受ける場合は、初めて補助金の交付を受けたときの最初の月をいいます。）から奨学金の返済が終了した日又は当該月から起算して60か月を経過する日のいずれか早い日が属する月までとします。

第2 手続きの流れ

【就職後】

○補助金を受けようとする人は、初回交付申請までに認定申請を行い、認定を受ける必要があります。

○認定申請は最初のみ必要です。なお、認定を受けた後に転職された場合は除きます。

認定申請

(オンライン申請可)



申請者

<提出書類> (令和8年9月1日から初回交付申請までに)

- ①認定申請書 (様式第1号)
- ②住民票の写し
- ③大学等を卒業していることを証明する書類の写し
- ④奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与額及び返還計画を確認できる書類
- ⑤勤務先及び就労状況等を証する書類等
- ⑥誓約書 (様式第2号)
- ⑦雇用主の宣誓書 (様式第3号)

栗東市

<書類審査>

認定(却下)通知

栗東市は認定の適否を決定し、申請者に通知します。



【毎年手続きが必要】

○認定を受けた人が、市外への転居や転職等で対象者としての要件を満たさなくなった場合は、交付申請はできません。

○申請期間中であっても、予算の上限額に達した時点で交付申請の受付は終了します。

交付申請・実績報告

(オンライン申請可)

申請者

<提出書類> (期日: 毎年1月1日から2月28日までに)

- ①交付申請書兼実績報告書 (様式第5号)
- ②奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与額及び返還計画を確認



認できる書類（初年度の申請時は除きます。）

③補助金の交付を申請する日の属する年の前年の1月1日から起算して1年間において、申請者が奨学金を返還した事実が確

認できる書類

④住民票の写し

⑤勤務先に引き続き勤務していることを証する書類

⑥市税に滞納がないことが証明できる書類

⑦同意書兼誓約書（様式第6号）

⑧その他、市長が必要と認める書類

栗東市

<書類審査>

交付決定・額の確定

栗東市は補助金の交付を決定したときは、補助金の交付決定通知書兼額の確定通知書を申請者に通知します。



補助金の交付請求

申請者

<提出書類>（期日：毎年3月31日までに）

①交付請求書（様式第9号）

②口座番号が確認できるものの写し

第3 その他

（1）本補助金の認定または交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本補助金の認定及び交付決定を取り消します。偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けたと栗東市が判断した場合、既に交付されている補助金については、期限を定めてその返還を交付決定者に求めます。

（2）補助金交付後に、市又は国の会計検査院等が、個別に検査を実施する場合がある他、税当局に申請内容について情報提供を行う場合があります。

（3）補助金の申請に係る証拠書類等は、申請者が整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

第4 具体例

例1 令和8年3月に大学を卒業し、令和8年10月から奨学金の返還が始まります。令和8年4月1日に栗東市内にある企業へ正規雇用で就職しました。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
補助金の 対象経費	R8. 10. 1～ R8. 12. 31 に返還した 奨学金	R9. 1. 1～ R9. 12. 31 に返還した 奨学金	R10. 1. 1～ R10. 12. 31 に返還した 奨学金	R11. 1. 1～ R11. 12. 31 に返還した 奨学金	R12. 1. 1～ R12. 12. 31 に返還した 奨学金	R13. 1. 1～ R13. 9. 30 に返還した 奨学金
対象期間	3ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	9ヶ月分
交付申請 の期間	R9. 1. 1～ R9. 2. 28	R10. 1. 1～ R10. 2. 28	R11. 1. 1～ R11. 2. 28	R12. 1. 1～ R12. 2. 28	R13. 1. 1～ R13. 2. 28	R14. 1. 1～ R14. 2. 28

※市外からの転入者の場合には、令和9月1月1日までに栗東市へ定住・住民登録している必要があります。

例2 令和8年3月に大学を卒業し、令和8年10月から奨学金の返還が始まります。大学卒業後は県外の企業に就職しましたが、令和8年6月で退職しました。令和8年1月11日から栗東市内にある企業へ正規雇用で就職します。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
補助金の 対象経費	R8. 11. 1～ R8. 12. 31 に返還した 奨学金	R9. 1. 1～ R9. 12. 31 に返還した 奨学金	R10. 1. 1～ R10. 12. 31 に返還した 奨学金	R11. 1. 1～ R11. 12. 31 に返還した 奨学金	R12. 1. 1～ R12. 12. 31 に返還した 奨学金	R13. 1. 1～ R13. 10. 31 に返還した 奨学金
対象期間	2ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	10ヶ月分
交付申請 の期間	R9. 1. 1 ～ R9. 2. 28	R10. 1. 1 ～ R10. 2. 28	R11. 1. 1 ～ R11. 2. 28	R12. 1. 1 ～ R12. 2. 28	R13. 1. 1 ～ R13. 2. 28	R14. 1. 1 ～ R14. 2. 28

※市外からの転入者の場合には、令和9月1月1日までに栗東市へ定住・住民登録している必要があります。

例3 令和7年3月に大学を卒業し、令和7年10月から奨学金を返還しています。令和8年4月1日に栗東市内にある企業へ正規雇用で就職しました。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
補助金の 対象経費	R8.4.1～ R8.12.31 に返還した 奨学金	R9.1.1～ R9.12.31 に返還した 奨学金	R10.1.1～ R10.12.31 に返還した 奨学金	R11.1.1～ R11.12.31 に返還した 奨学金	R12.1.1～ R12.12.31 に返還した 奨学金	R13.1.1～ R13.3.31 に返還した 奨学金
対象期間	9ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	3ヶ月分
交付申請 の期間	R9.1.1～ R9.2.28	R10.1.1～ R10.2.28	R11.1.1～ R11.2.28	R12.1.1～ R12.2.28	R13.1.1～ R13.2.28	R14.1.1～ R14.2.28

※市外からの転入者の場合には、令和9月1月1日までに栗東市へ定住・住民登録している必要があります。

例4 平成25年3月に大学を卒業し、平成25年10月から奨学金を返還しています。令和10年9月で奨学金の返済が終了となる予定です。令和8年8月8日に栗東市内にある企業へ正規雇用で就職し、5年以上継続して栗東市内に定住する意思があります。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
補助金の 対象経費	R8.8.1～ R8.12.31 に返還した 奨学金	R9.1.1～ R9.12.31 に返還した 奨学金	R10.1.1～ R10.9.30に 返還した奨 学金			
対象期間	5ヶ月分	12ヶ月分	9ヶ月分			
交付申請 の期間	R9.1.1～ R9.2.28	R10.1.1～ R10.2.28	R11.1.1～ R11.2.28			

※市外からの転入者の場合には、令和9月1月1日までに栗東市へ定住・住民登録している必要があります。

※5年以上継続して栗東市に定住する意思がない場合には、対象者となりません。

第5 Q & A

1. 補助金の交付の対象者について

Q 1 - 1	現在、学生ですが申請できますか。
A	学生の場合は申請できません。大学等を卒業されて就職後に、対象者としての認定を受ける手続き（認定申請）をしてください。

Q 1 - 2	本社が栗東市内にある企業に正規雇用され、栗東市外にある営業所に勤務していますが、対象になりますか。
A	対象となります。本社が栗東市内にある企業の場合、勤務先は市内外を問いませんが、栗東市内に定住していることが要件です。

Q 1 - 3	本社が栗東市外にある企業に正規雇用され、栗東市内にある営業所に勤務していますが、対象になりますか。
A	対象となります。しかし、本社が栗東市外にある企業の場合、その後に栗東市外にある営業所へ転勤となった場合には、栗東市内に定住していても本補助金は対象外となり、交付申請をすることはできません。

Q 1 - 4	対象者としての認定を受けた後、市内企業・事業所を退職した場合はどうなりますか。
A	退職した場合は、本補助金は対象外となり、交付申請をすることはできません。なお、退職後に市内企業・事業所へ転職された場合には、再度、対象者としての認定を受けていただく手続きが必要です。 なお、補助金の交付の対象期間は、初めて補助金の交付を受けたときの最初の月から60か月となりますので、転職された場合であっても補助金の交付の対象期間は延長できません。

Q 1 - 5	対象者としての認定を受けた後、市外へ転出した場合はどうなりますか。
A	市外への転出により、対象者としての要件を満たさなくなった場合は、本補助金は対象外となり、交付申請をすることはできません。

Q 1 - 6	5 年以上継続して栗東市内に定住する意思はありますが、会社都合で遠方の事業所へ転勤する可能性がある場合には対象となりませんか。
A	申請者本人に、5 年以上継続して栗東市内に定住する意思があれば、認定申請をしていただくことは可能です。しかし、転勤に伴って市外へ転出された場合は、対象者としての認定を受けていても交付申請をすることはできません。

Q 1 - 7	現在、栗東市には住民登録がありませんが、対象になりますか。
A	認定申請時には、栗東市の区域内に住民登録がなくても手続きをしていただくことは可能です。ただし、初めて交付申請をされる年の 1 月 1 日から継続して栗東市に定住・住民登録されている方が本補助金の対象となります。 初めて交付申請をされる年の 1 月 1 日時点で栗東市に定住・住民登録されていない場合には、対象者としての認定を受けていたとしても交付申請をすることはできませんので、本補助金は対象外となります。

Q 1 - 8	平日は市外にある寮で生活しており、週末は栗東市にある実家で生活していますが、対象になりますか。
A	栗東市に居住していると認められないため、栗東市の区域内に住民登録されていたとしても本補助金は対象外です。少なくとも週の半分以上は、栗東市で居住されていることが要件です。

Q 1 - 9	栗東市に居住していれば、対象になりますか。
A	5 年以上継続して栗東市の区域内に居住する意思があることが要件となりますので、一時的な居住の場合には本補助金は対象外です。

Q 1 - 10	栗東市内で実際に生活していますが、住民登録は他市町のままだでも構いませんか。
A	栗東市内で実際に生活していても、住民登録が他市町のままでは本補助金の対象外となり、交付申請はできません。 また、栗東市の区域内で住民登録がなされている場合であっても、栗東市内で実際に生活していなければ、本補助金は対象外となり、交付申請をすることはできません。

Q 1 - 1 1	正規雇用とは、試用期間が終了して正式に雇用が開始されたものをいうのですか。
A	就業規則等において定められた正規雇用に該当するのであれば、試用期間中であるかは問いません。

Q 1 - 1 2	正規雇用以外で入社し、その後に正規雇用へ転換した場合はどうなりますか。
A	令和 8 年 4 月以降に正規雇用へ転換した月から、本補助金の対象となります。なお、令和 8 年 3 月 3 1 日までに正規雇用へ転換されている場合は、本補助金の対象外です。

Q 1 - 1 3	就業期間に定めのないパートやアルバイトでも対象になりますか。
A	本補助金は、就業期間に定めがなくともパート・アルバイトの方は対象外です。

Q 1 - 1 4	フルタイム勤務の契約社員ですが、対象になりますか。
A	本補助金は、フルタイム勤務であっても契約社員の方は対象外です。

Q 1 - 1 5	個人事業主や会社の代表者は、対象になりますか。
A	本補助金は、個人事業主や会社の代表者の方は対象外です。

Q 1 - 1 6	消防団員をしていますが、対象になりますか。
A	国家公務員又は地方公務員として一般職で雇用されている方は本補助金の対象外ですが、非常勤特別職の公務員の場合には対象となります。

Q 1 - 1 7	年齢制限はありますか。
A	本補助金は、年齢制限はありません。新卒に限らず、U I J ターンを含む既卒・中途採用の方も対象となります。また、令和 8 年度の年度途中から正規雇用をされた場合も対象となります。

Q 1 - 1 8	令和 8 年 3 月 3 1 日までに、市内企業・事業所に正規雇用として就職していますが、対象になりますか。
A	本補助金は、対象外です。市内企業・事業所に正規雇用として令和 8 年 4 月 1 日以降に就職された方が対象となります。

2. 対象となる奨学金について

Q 2 - 1	これまでの奨学金返還額すべてが補助金の対象となりますか。
A	令和8年度において本補助金の対象となるのは、令和8年4月（もしくは市内企業・事業所へ正規雇用された月）から令和8年12月までの間に返還された奨学金です。

Q 2 - 2	高等学校と大学で、それぞれ奨学金を借り入れていた場合はどうなりますか。
A	高等学校と大学で借り入れた金額の合算が対象となります。しかし、合算した場合でも、補助金の上限が20万円／年（通算で100万円が限度）であることは変わりません。

Q 2 - 3	どのような奨学金でも対象になるのですか。
A	本補助金は、学資に充てることを目的として、本人名義で借り受けた資金のうち、一定以上の学業成績または勉学意欲があることを貸与条件に定めている奨学金が対象となります。 奨学金は、有利子・無利子のいずれでも構いません。ただし、海外留学のための奨学金は対象外です。 教育ローンは奨学金ではありませんので、対象外です。

Q 2 - 4	返還した奨学金の額に、利息等は含まれますか。
A	独立行政法人日本学生支援機構の第2種奨学金の場合、元本以外に含まれる利息等も返還額に含まれます。

Q 2 - 5	返還計画に基づく返還以外も対象となりますか。
A	返還計画に基づく返還のほか、申請者が返還した事実が確認できる場合には利子や繰上償還分も対象となります。ただし、延滞金は対象外です。

Q 2 - 6	奨学金の返還を滞納した場合、返還金の追納分は対象となりますか。
A	本補助金では、追納分は対象外です。

Q 2 - 7	保護者が奨学金を返還している場合、対象となりますか。
A	必ず申請者本人が奨学金を返還している必要があることから、対象外です。例えば、令和 8 年 9 月分までは保護者の口座引き落としにより返還し、令和 8 年 1 0 月分以降は申請者本人の口座引き落としへと変更した場合は、令和 8 年 1 0 月からを本補助金の対象とします。

Q 2 - 8	奨学金を借り入れているのが保護者の場合には、対象となりますか。
A	申請者本人の名義で借り入れた奨学金であることが条件となりますので、対象外です。

Q 2 - 9	市内企業・事業所に籍をおきながら、出産・育児に伴う休暇を取得しています。こうした月の奨学金返還は対象になりますか。
A	出産・育児に伴う休暇を取得中であっても、市内企業・事業所に籍をおきながら、奨学金を返還している場合には本補助金の対象となります。 ただし、一時的に退職扱いとなる場合や休暇期間中の奨学金返還を猶予している場合には対象外です。返還猶予を受けた期間がある場合には、貸与機関から返還期限猶予の承認を受けた通知等をご提出ください。

Q 2 - 1 0	対象者としての認定を受けた場合には、栗東市が代わりに奨学金を返還してくれるのですか。
A	奨学金は対象者自らが返還してください。対象者としての認定を受けた後、栗東市へ交付申請および交付請求をしていただくことで、奨学金返還額に応じて栗東市から対象者へ補助金を交付します。

Q 2 - 1 1	借り入れた奨学金を既に全額返還していますが、対象となりますか。
A	既に全額返還されている場合には、本補助金の対象外です。

Q 2 - 1 2	大学を中途退学して就職しました。中途退学までの間に利用していた奨学金は対象になりますか。
A	本補助金は卒業を要件としているため、中途退学をされた大学在学時に利用していた奨学金は対象になりません。

3. 補助金について

Q 3 - 1	補助金はいつからもらえますか。
A	まずは令和8年9月1日以降（就職後）に、対象者としての認定を受ける手続きをしてください。 令和8年中（4月から12月）に返還した奨学金については、令和9年1月1日～2月28日までの間に、補助金の交付申請をしていただく必要があります。 栗東市が書類審査を行った結果、補助金の対象となる場合には交付決定通知を申請者宛に送付します。交付決定通知を受けとった人は、3月31日までに栗東市へ交付請求書を提出してください。補助金が申請者の口座に振り込まれるのは、4月下旬の予定です。

Q 3 - 2	補助金の額はどのように算出するのですか。
A	対象となる奨学金返還額の4分の3（もしくは10分の10）とし、1円未満の端数があるときは切り捨てた額が補助金額となります。なお、当該額が20万円を超える場合には、20万円となります。

Q 3 - 3	対象者としての認定を受けていましたが、令和8年12月末で現在の勤務先を退職することになりました。現在の勤務先で勤務していた期間に返還した奨学金は、補助金の対象になりますか。
A	交付申請時に対象者としての要件を満たしていないことになりますので、本補助金の対象外です。退職された月分までの交付申請をすることはできません。

Q 3 - 4	対象者としての認定を受けていましたが、令和9年4月から市外へ転居することになりました。栗東市で居住していた期間に返還した奨学金は、補助金の対象になりますか。
A	交付申請時に対象者としての要件を満たしていないことになりますので、本補助金の対象外です。市外へ転居される月分までの交付申請をすることはできません。

Q 3 - 5	私が就職した企業は、中小企業に該当しますか。
A	中小企業に該当されるかどうかは、栗東市ではわかりかねますので、企業へ直接お尋ねください。なお、本補助金の補助率については、雇用主の宣誓書（様式第3号）の記載内容に基づいて判断します。

Q 3 - 6	親会社が大企業である中小企業（みなし大企業）に正規雇用されている場合は、どうなりますか。
A	本補助金において、みなし大企業の規定はありませんので、勤務先企業単独で中小企業の基準を満たし、中小企業に該当する場合は中小企業として判断します。

Q 3 - 7	企業・事業所が奨学金返還額の一部又は全額を支援する場合、本補助金の対象になりますか。
A	本補助金では対象外です。

Q 3 - 8	滋賀県や他市町で実施されている奨学金返還支援制度との併用は可能ですか。
A	本補助金では、他の奨学金返還支援制度との併用はできません。

Q 3 - 9	対象者としての認定を受ければ、5年間分（60か月分）の補助金を受けることができるのですか。
A	令和8年度は、令和8年4月（もしくは市内企業・事業所へ正規雇用された月）から令和8年12月までの間に返還された奨学金の交付申請を受け付けます。 複数年度にわたって本補助金を受けたい場合には、年度ごとの申請が必要となります。

4. 補助金申請について

Q 4 - 1	補助金の申請手続きはどのように行うのですか。
A	認定申請・交付申請につきましては、市ホームページに公開されるフォームよりオンライン申請をしていただけます。また、郵送または商工観光労政課窓口でも受け付けます。メールでの申請手続きは受け付けません。 郵送の場合には、封筒の表に「奨学金返還支援補助金申請書類在中」と記載していただき、簡易書留など配達状況が確認可能な方法で送付してください。 交付請求につきましては、オンライン申請ができませんので、交付請求書は郵送または商工観光労政課窓口で受け付けます。

Q 4 - 2	認定申請の手続きは、いつまでに行えばよいですか。
A	市内企業・事業所へ就職後、令和8年9月1日から初回交付申請までに手続きをしてください。書類審査に期間を要しますので、早めに手続きをしていただくことをお勧めします。 同じ勤務先に引き続き勤務されている場合には、認定申請は最初のみ必要です。認定を受けられた際の勤務先を退職され、転職等によって勤務先が変更となられた場合には、あらためて認定申請の手続きをしていただく必要があります。

Q 4 - 3	交付申請の手続きは、いつまでに行えばよいですか。
A	1月1日から2月28日までの間に手続きをしてください。あらかじめ対象者としての認定を受けていないと、交付申請をすることはできません。 交付申請は、書類に不備のない方から先着順で受け付けることとし、予算の上限額に達した時点で受け付けを終了します。 郵送での提出の場合には、締め切り日必着とします。締め切り日までに提出されていても、書類に不備があった場合には受け付けできません。書類の是正が必要な場合は、申請書類一式を返却させていただくことがあります。添付書類を取り寄せにあたっては、期間を要するものもあることから、お早めにご準備をしていただくようにお願いします。

Q 4 - 4	交付請求の手続きは、いつまでに行えばよいですか。
A	栗東市からの交付決定通知を受けとった後、3月31日までに交付請求書をご提出ください。交付決定を受けていても、締め切り日までに交付請求書の提出がなされない場合には補助金は振り込まれません。 郵送での提出の場合には、締め切り日必着とします。締め切り日までに提出されていても、書類に不備があった場合には受け付けできません。 いかなる理由があっても、締め切り日を過ぎてしまった場合には補助金の交付はできません。また、翌年度に当該年度分の交付申請をすることもできませんのでご注意ください。

Q 4 - 5	各種証明書の発行に係る費用はどうしたらよいですか。
A	各種証明書の発行に係る手数料等は、申請者自身がお負担ください。

Q 4 - 6	住民票の写しとは、どのような書類ですか。
A	住民票の写しとは、氏名・生年月日・住所・住民となった年月日等が記載されているものですが、個人番号（マイナンバー）の記載については不要です。申請日から3か月以内に発行した住民票の写しを提出してください。 交付申請の際には、栗東市に住民登録があることが確認できる住民票の写しでないと受け付けはできません。

Q 4 - 7	大学等を卒業していることを証明する書類とは、どのような書類ですか。
A	対象となる奨学金を利用時に在学されていた大学等が発行する卒業証明書または卒業証書になります。 結婚等によって名字が異なっても、生年月日で申請者本人であることの確認ができれば問題ありません。

Q 4 - 8	奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与額及び返還計画を確認できる書類とは、どのような書類ですか。
A	独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金・第2種奨学金の場合には、奨学金貸与証明書・奨学金返還証明書・奨学金返還額証明書になります。奨学生証は、貸与証明書ではありませんのでご注意ください。証明書の発行には期間を要しますので、早めにご準備ください。各証明書の発行申請は、「スカラネット・パーソナル」からも可能です。 なお、独立行政法人日本学生支援機構の第2種奨学金の返還がまだ始まっていない方につきましては、返還利率確定後に奨学金返還確認票の写し（もしくはスカラネットの月額返還額の画面コピー）を提出していただく必要があります。 独立行政法人日本学生支援機構以外の奨学金の場合には、「奨学金名」・「貸与機関名」・「氏名」・「貸与（借用）総額・返還額」、「貸与（借用）期間・返還期間」が確認できる書類を提出してください。なお、有利子の奨学金を借りていた場合は、利子を含めた返還額が記載されているか必ずご確認ください。

Q 4 - 9	勤務先及び就労状況等を証する書類等とは、どのような書類ですか。
A	勤務先・採用日・正規雇用として雇用されていることが分かる書類で、雇用契約書等の写しになります。

Q 4 - 10	宣誓書（様式第3号）については、どうしたらよいですか。
A	栗東市ホームページからダウンロードした宣誓書は、申請者本人が記載せず、勤務先に記入を依頼してください。雇用主の押印が必要となります。

Q 4 - 1 1	申請者が奨学金を返還した事実が確認できる書類とは、どのような書類ですか。
A	独立行政法人日本学生支援機構の第 1 種奨学金・第 2 種奨学金の場合には、入金一覧表や奨学金返還額証明書などになります。「スカラネット・パーソナル」から発行申請していただく際には、奨学金返還証明書発行依頼事項記入の欄で、奨学金返還額証明書の「有」を選択いただき、指定する期間は令和 8 年度においては「2026 年 4 月 1 日～2026 年 12 月 31 日」と入力してください。 返還金引き落とし口座の通帳の写しを提出される場合は、口座名義人（申請者本人）がわかるページ・対象期間中の返還額と引き落とし日が確認できるページをコピーしてください。奨学金の口座振替以外の記載を見られたくない場合は、該当箇所以外は黒塗りしていただいても構いません。

Q 4 - 1 2	勤務先に引き続き勤務していることを証する書類とは、どのような書類ですか。
A	栗東市ホームページ内に掲載しています「在職証明書」をダウンロードしていただき、申請者本人が記載せず、勤務先に記入を依頼してください。雇用主の押印が必要となります。 在職証明書に記載している内容を網羅しているのであれば、勤務先独自の様式でご提出いただいても構いません。

Q 4 - 1 3	市税に滞納がないことが証明できる書類とは、どのような書類ですか。
A	税務課で発行している納税証明書になります。発行から 3 か月以内のものに限ります。

Q 4 - 1 4	交付請求書に添付する口座番号が確認できるものの写しとは、どのような書類ですか。
A	通帳の場合には、口座番号と通帳の名義が確認できるページの写しになります。 インターネットバンキングの場合には、口座番号と名義が確認できる画面のスクリーンショット等になります。

Q 4 - 1 5	オンライン申請を行う場合、添付書類はどのように提出したらよいですか。
A	オンライン申請の添付書類は、すべて画像ファイル（押印があるものはカラー）にてご提出いただきます。申請前に原本の写真を撮影し、画像ファイルをご準備ください。なお、申請後も原本の提出を求める場合がありますので、原本は保管しておいてください。 郵送または窓口で申請される場合は、「雇用主の宣誓書（様式第3号）」・「勤務先に引き続き勤務していることを証する書類（在職証明書）」・「同意書兼誓約書（様式第6号）」は原本、その他の書類についてもすべて紙でご提出ください。

Q 4 - 1 6	オンライン申請を行う場合、添付書類の画像はどのようなファイル形式のものを準備すればよいですか。
A	jpg、jpeg、png、gif のいずれかのファイル形式で、書類の内容が鮮明に読み取れる画像をご準備ください。次のような場合は、再提出を求める場合があります。 ・書類の一部が途切れている。 ・正面から撮影されていない。 ・暗すぎて（明るすぎて）内容が読み取れない。 ・画素数が小さすぎて内容が読み取れない。 ・ピントがぼけている。 ・加工されている。

Q 4 - 1 7	申請書類は手書きしなければいけませんか。
A	ボールペン等での手書きでも、パソコンで入力・印刷したものでもいずれでも結構です。ただし、同意書兼誓約書（様式第6号）の署名欄については、手書きとしてください。 申請書類の訂正には、修正液や修正テープは使用しないでください。訂正する場合には、訂正箇所があきらかになるように、二重線で見え消ししてください。 なお、交付請求書（様式第9号）の請求額の欄は、二重線の見え消しで訂正することはできません。

5. その他について

Q 5 - 1	市による調査等が行われる場合があるのですか。
A	市は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、対象者や勤務先に対して書類の提出を求め、又は聞き取りもしくは訪問調査等を行います。 この場合、対象者や勤務先は、市による調査等に協力しなければなりません。

Q 5 - 2	申請の手引きを読んで不明な点がある場合は、どうしたらよいですか。
A	栗東市商工観光労政課労政・就労係までお問い合わせください。 メールでの問い合わせの場合には、件名に「奨学金返還支援補助金」とご入力ください。なお、回答までに日数をいただく場合があります。10日を経過しても返事がない場合には、メールが受信できていない可能性がありますので、再度メールをお送りいただくか、電話にてご連絡ください。 電話での問い合わせの場合には、平日の開庁時間内（9時～16時45分）におかけください。 メール shoukan@city.ritto.lg.jp 電話 077-551-0104